

事故発生の防止のための検討委員会

社会医療法人青雲会 介護老人保健施設 青雲荘

※以下、委員会名を事故防止検討委員会という

事故発生の防止のための指針

指針項目

- ①施設における介護事故防止に関する基本的な考え方
- ②事故防止検討委員会その他施設の組織に関する事項
- ③介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくとなれば介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善ための方策に関する基本方針
- ⑤介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他介護事故の発生の防止の推進のために必要な基本方針

①施設における介護事故に関する基本的な考え方

青雲荘では、安全で質の高い介護サービスを提供するために、サービスの安全性の向上、職員の健康管理、事故防止に努め、計画的に事故防止に向けた取り組みを行う。事故が発生した場合には、職員が速やかに適切な対応が行えるよう、また事故を未然に防ぐために必要な研修や知識の習得に努める。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、施設全体で介護事故の防止に取り組むものとする。

②事故防止検討委員会その他施設内の組織に関する事

- ① 介護事故の防止及び再発防止に向けて、事故防止検討委員会を設置する。
- ② 事故防止検討委員会は、1か月に1回以上開催することとし、入所者の環境変更や問題発生に関する事項がある場合には、必要に応じて随時開催すること。
- ③ 事故防止検討委員会は、介護事故を集計・分析を行い、発生原因・結果をとりまとめ、防止策を検討する。
- ④ 上記結果を施設長・管理者に報告する。また、委員会議事録を全職員へ発信し、周知徹底する。

③介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

介護事故防止のための職員研修について、事故発生の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、介護事故について理解を深め、発生の防止に向けた取り組みを実施していくことを目的に研修を実施する。

- ・定期的な教育を年に2回以上実施。
- ・新規採用時に実施。

※研修の実施内容については記録を残す。

④施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておく介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善ための方策に関する基本方針

- ・ヒヤリハットを Google フォームを用いた簡易的な方法で入力する。
- ・集まった情報を情報に応じて、該当部署・全職員へ発信し、事前対策・予防を行う。
- ・対策・予防等の情報伝達や掲示方法の工夫を行う。

⑤介護事故等発生時の対応に関する基本方針

(1)〈事故報告〉

施設内で介護・医療事故が発生した場合、当該事故に関与した職員は、応急処置又はその手配、拡大防止の措置及び上司への報告など必要な処置をした後、速やかに別に定める「事故報告書」を安全対策担当者に提出する。事故報告を受けた職員は、直ちに管理者(管理者が何らかの理由により不在の場合は、予め定められた順位の者)に報告し、管理者は安全対策担当者及び所要の職員に事故内容を伝達するとともに対応を指示する。事故対応終了後、安全対策担当者は当該事故の評価分析を行ったうえで、委員会に報告する。

(2)〈インシデント事例報告〉

施設内でインシデント事例が発生した場合は、当該事故に関与した職員は、応急処置又はその手配、拡大防止の措置及び上司への報告など必要な処置をした後、速やかに別に定める「インシデントレポート」を作成し、安全対策担当者に報告する。安全対策担当者は、報告されたインシデントをとりまとめたうえで、委員会に報告する。また、「インシデントレポート」は個人情報保護に配慮した形で取りまとめの上、関係職員で共有し、介護・医療事故、紛争の防止に積極的に活用する。インシデント事例を提出した者に対し、当該報告を提出したことを理由に不利益処分を行わない。

⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・当該指針は、入所者等が閲覧できるよう掲示します。
- ・また、自由に閲覧できるように、施設のホームページに公表します。

⑦その他介護事故等発生の防止の推進のために必要な基本方針

- ・生活リスク等の発見・把握のための予防措置を講じるよう努める。
- ・本指針は、最新の知見に対応するよう定期的に改定を行う。
- ・災害に関しては、防災計画等に準じて行動する。
- ・苦情・相談対応体制を活用し、家族の声を介護等事故の発生の防止に役立てる。

令和6年9月10日改正